

## 第216回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和5年7月14日（金）午後1時30分～午後3時10分
- ・開催場所：県庁本館3階 特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、中條由規委員、田川賀子委員、堀内優香委員、  
宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、丸茂岳人委員、寺沢さゆり委員、  
藤巻浩之委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 西東 俊郎）  
信夫隆生委員代理（関東農政局農村振興部課長補佐 野田 和史）
- ・欠席委員：酒井美月委員、高瀬達夫委員、山村 弘委員

### 1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは、若干定刻前ではございますが、皆さまお揃いになりましたのでただ今から第216回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、本日進行を担当いたします、都市・まちづくり課の企画幹の木下弘志と申します。本年度もよろしくお願いたします。それでは、議事に先立ちましてこの度、長野県都市計画審議会の委員にご就任いただきました皆さまに長野県建設部小松次長から委嘱状を交付いたします。それでは、委員席のほうにご移動いただきたいと思います。

なお、酒井美月様、高瀬達夫様及び、山村弘様につきましては本日都合によりご欠席されておりますので委嘱状は別途お渡しいたします。それでは恐れ入りますが、委員の皆さまは本日お配りした当日配布資料1ページの名簿の順に順次ご起立をお願いいたします。

それでは、池森様からよろしくお願いたします。

### 2 委嘱状交付

（小松建設部次長）

委嘱状交付

（事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

ありがとうございました。それでは、ここで建設部小松次長からご挨拶を申し上げます。

(小松建設部次長)

改めまして、長野県建設部次長の小松でございます。県の代表といたしまして一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、この度は公私ともにご多忙にもかかわらず委員の就任につきましてお引き受けをいただきました。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。さて、最近のこの審議会での議案内容を見ますと都市計画における基本方針を示す「都市計画区域マスタープランの変更」、また諏訪バイパスに関する議案などの重要な広域幹線道路の都市計画変更、都市施策に関わる貴重な案件に対しまして様々な建設的なご議論をいただきましてご審議をいただいていたところでございます。近年は少子化と人口減少の急速な進行、災害の激甚化、頻発化など様々な危機が総合的に訪れておりまして、また新型コロナウイルスが5類に移行したことにより求められます、アフターコロナへの対応など街づくりを伴う課題の複雑化、多様化してきております。このような中、県では総合5か年計画でございます「しあわせ信州創造プラン3.0」を本年3月に策定、公表をいたしました。確かな暮らしを守り信州から豊かな社会をつくるということを新たな基本目標といたしまして持続可能で安定した暮らしを守るためグリーンインフラの導入でありましたり、ウォークアブルなまちづくりなどの新たな視点を加えまして市町村、また関係団体と連携をして持続可能な魅力あるまちづくりの推進に取り組んでいるところでございます。委員の皆さま方におかれましては、2年間という長期に渡りますけれどもそれぞれの専門的なお立場からご審議をいただきますとともに、ご意見、ご提言を賜りながら県の都市計画が地域に即した、まちづくりになるように特段ご協力をお願いする次第でございます。終わりになりますけれども委員の皆さまのご健勝、また益々のご活躍をご祈念申し上げまして簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。本日、また今後2年間お世話になりますますがよろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。本日は委員改選後初めての審議会となります。再任をお受けいただきました方、新たに就任されました方、それぞれの皆さまがいらっしゃいますので改めまして先ほど名簿順に事務局からご紹介を申し上げます。

まず学識経験者といたしまして、池森梢委員でございます。続きまして、大上俊之委員でございます。次に酒井美月委員、それから高瀬達夫委員につきましては本日ご欠席されています。続きまして中條由規委員、田川賀子委員、堀内優香委員、宮入賢一郎委員、柳沢厚委員、柳町晴美委員、続きまして市町村長の代表といたしまして坂城町長の山村弘委員でございますが本日はご欠席となっております。続きまして県議会議員の丸茂岳人委員です。続きまして市町村議会の議長の代表といたしまして長野県市議会議長会会長でいらっしゃいます長野市議会議長の寺沢さゆり委員です。続きまして関係行政機関の職員といたしまして国土交通省関東地方整備局長藤巻浩之委員でございますが本日は代理で関東地方整

備局長野国道事務所副所長の西東俊郎様です。次に農林水産省関東農政局長信夫隆生委員ですが本日は代理で関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐野田和史様です。

ありがとうございました。

次に、当日配布資料の3ページをご覧ください。会場配置図座席表でございます。審議会での席順につきましては本日の委員名簿の順とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に当審議会の幹事について申し上げます。幹事は長野県都市計画審議会規則第6条第3項の規定により審議会の所掌事務について委員を補佐すると位置づけられておりまして、県庁内の関係課長が就任しております。本日は窓側に着席しております担当職員が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況につきましてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は12名でございます。本日現在の委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

### 3 会長選出

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

続きまして、会長の選出に移りたいと思っております。会長選出の進行は、長野県建設部都市・まちづくり課長が行います。

(幹事：都市・まちづくり課 井出課長)

建設部都市・まちづくり課長の井出圭一と申します。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長が選出されるまでの間、私のほうで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長選出にあたりましては、長野県附属機関条例第5条第1項の規定により、委員がご選出することになっており、その場合は学識経験者から選ぶとなされています。皆さまいかがでしょうか。

大上委員お願いします。

(大上委員)

前年期会長を務めていただきました、柳沢委員さんに今期も会長として推薦したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出課長)

ありがとうございます。ただ今大上委員から柳沢委員を推薦するご発言がございましたが、柳沢委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(幹事：都市・まちづくり課 井出課長)

ありがとうございます。柳沢委員さまお引き受けいただけますか。

(柳沢委員)

了承

(幹事：都市・まちづくり課 井出課長)

ありがとうございます。それでは柳沢委員が会長にされました。柳沢会長は会長席にご移動をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは早速で恐縮ですが、ただいま就任された柳沢会長からご挨拶をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(柳沢会長)

会長ということになりました、柳沢です。どうぞよろしくお願い致します。

都市計画審議会ってというのは非常に重たい会議でありながら時々ルーティンをこなすような予定調和で話が終わるといった傾向が場合によってだんだん出てくることがあるんですが、そういう意味で私はそういう予定調和にならないように、あえて言えば事務局が、はらはらするような会議にしていだければありがたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

#### 4 会長職務代理委員の指名

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。

続きまして、長野県附属機関条例第5条第3項の規定により、会長の職務を代理する委員をあらかじめ

め会長が指名することとなっておりますので、柳沢会長から職務代理の方を指名いただきたいと思います。存じます。

(柳沢会長)

はい。都市計画審議会は法律的な問題をかなり精密に議論しなければいけない時もありますので、そういう意味で弁護士の堀内さんをお願いしたいと思います。

(堀内委員)

弁護士会から来ました、堀内と申します。よろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。堀内委員よろしくお願いします。

大変恐縮ですが、小松次長は所用のためここで退席させていただきます。

(小松建設部次長)

どうぞよろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

またクールビズということで、もし暑いようでしたら皆さまどうぞ上着は脱いで会議をよろしくお願いします。

次に資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に郵送しました資料は5種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法廷審議の議案冊子が1部、別冊資料が1部、そのほか資料が1部の5種類の資料を事前に郵送しております。なお、大変申し訳ございませんが事前に郵送させていただいた資料に1部誤記がございます。皆さまの机上に訂正後の資料をお配りしておりますのでご覧ください。よろしくお願いいたします。

また、本日お配りしました資料として当日配布資料が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。

不足などございましたら事務局までお申しつけください。

次に委員の皆さまのお手元に設置してありますタブレットについてご説明いたします。タブレットには前方スクリーンと同じ資料をお示ししております。説明者の操作と連動して画面が切り替わりますので皆さまに操作していただく必要はございません。なお、画面に指が触れてしまった場合、説明中の画面が右下に小さく表示されます。再度その小さい画面をタッチしていただきますと説明中の画面に戻り

ます。ご使用中にご不明な点がございましたら、後方の事務局までお知らせください。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。本日、委員の皆さまの前にマイクが設置してございます。ご発言の際はマイクを近づけていただき、マイクを通してご発言くださいますようお願いいたします。

本日は、法定審議案件1件につきましてご審議のほどお願いします。

それではこれより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により会長等が議長になるとされておりますので、これ以降、柳沢会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 5 議事

### (1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに議事録署名委員を議長として指名いたします。名簿順ということになりますが、池森梢委員、それから大上俊之委員お願いします。

### (2) 審議会の運営について

(柳沢議長)

次に、審議会の運営について事務局から説明があります。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは私のほうから、2点説明をいたします。当日配布資料7ページをご覧ください。長野県都市計画審議会の傍聴に関する事項は、平成22年12月20日に開催した第167回長野県都市計画審議会で決定されております「長野県都市計画審議会傍聴要領」によることとなります。

お手数ですが、1ページ戻っていただいて6ページをご覧ください。県では県の審議会について「審議会等の設置及び運営に関する指針」を定めております。本日は関係部分を抜粋しておりますが、第5の規定のとおり、県の審議会は原則、公開となります。また(5)の規定のとおり、審議会の議事録も公表されます。この指針を受けまして、7ページにお戻りいただきたいと思いますが、当審議会におきましては、これまで委員にお諮りしたうえでこの「傍聴要領」を定め運用しているところでございます。こ

の中では、「2 傍聴の手続き」といたしまして(1)のとおり、傍聴希望者は会場受付で氏名及び住所を傍聴者名簿に記入のうえ、所定の席に着席することとなっております。また、「3 傍聴者の遵守事項」といたしましては、(1)から(5)までの事項について定めており、これを8ページのとおり「審議会傍聴上の留意事項」といたしまして、傍聴者に直接配布し遵守しております。傍聴に関する事項は以上でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。「都市計画審議会における議案採決の方法」についてです。お手数ですが、まず先に10ページをご覧くださいと思います。ご承知の内容とは存じますが、県が行う都市計画の手続きフローをお示ししたものです。網掛けの部分が長野県都市計画審議会です。上段の「都市計画決定の手続き」の場合でお話しいたしますと、県は事前に公聴会等を開催しまして住民のご意見をお聞きしたうえで都市計画の案を作成するとともに、作成したその案を③のとおり公告し、2週間の期間を設けて一般の縦覧に供しなければならないと規定されております。ここで当該都市計画の案に関係する住民または利害関係人である方は、県の案に対して「意見書」を提出できると規定されております。意見書はその中身によって「賛成」「反対」「その他の意見」のいずれかに区分されますが、仮に「意見書」が提出された場合には、県は、④にあります都市計画審議会に都市計画の案を付議する際に、この「意見書」の要旨も併せて提出しなければならないと規定されております。この意見書もご覧いただいたうえでご審議していただくことになります。簡単ではありますが、これが都市計画決定の主な手続きの流れとなります。

9ページにお戻りいただきたいと思います。先ほどのような手続きを踏まえ、最終的に審議会の場で議案を採決いただく際の採決方法をあらかじめ定めたものがこの9ページのものでございます。これは、令和3年9月10日に開催した第209回長野県都市計画審議会決定されているものでございます。先ほど申しました「反対の意見書が提出された案件」や「委員から異議があった案件」は、傍聴者在籍のまま「無記名投票」とし、それ以外の案件は「簡易採決」としております。なお、Web会議形式にてご出席される委員がいらっしゃる場合は、Web会議システムの投票機能によりオンラインにて投票を行います。

ただ今申し上げましたとおり、「傍聴に関する事項」「議案採決の方法に関する事項」につきましては、このような取り扱いとさせていただきたいと思います。私からの説明は以上です。

(柳沢議長)

はい。ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にご意見がないようですのでただ今説明のとおり、進んでいくことにいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。お願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 橋本主任)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の橋本悠介と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますのでよろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております、「当日配布資料」の11ページをご覧ください。令和5年3月27日に開催しました、第215回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号から第9号につきましては記載のとおり告示及び許可となっております。また、議第5号及び議第6号につきまして前回審議会でいただいたご意見への対応についてご報告申し上げます。まず、議第5号につきましてはご審議いただいた際の、「イアンバイ」という言葉について注記を追加したほうがよいというご意見を踏まえ、計画書に注記を追加しました。また、議第6号では附図の表記について上伊那圏域への軸の記載をしたほうが良いというご意見をいただきましたので、附図に上伊那圏域への軸を明記したうえでそれぞれ本協議を経て告示に至っております。以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

はい、ただいまの事務報告に関して、ご質問等ございますか。どんなふうに追記したんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 橋本主任)

「イアンバイ」につきましては、注記としまして「イアンバイ」とは、南信地方の方言の「いいあんばい」のことであり、良い調子や良い感じを意味するというような形で追記をさせていただいております。

(柳沢議長)

はい、そんなところですか。よろしいですか。

それでは事務報告は以上といたします。

#### (4) 議案審議

**議第1号 佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について**

(柳沢議長)

では、審議案件に移りたいと思います。

議第1号佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくそのほかの処理施設(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

本日の議案ですけれども、建築基準法の規定に基づき特定行政庁が付議する案件となりますので、ご審議いただく前に担当の建築住宅課より概要を説明させていただきます。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課の土屋と申します。まず私のほうから都市計画審議会の建築基準法の関わりについてご説明をさせていただければと思います。着座にて失礼いたします。

それでは別冊資料の1ページをお開きください。建築基準法における都市計画審議会の審議事項でございます。建築基準法では都市計画の土地利用計画との密接な関連から建築物等の形態等を規制する区域等の決定、規制地の決定、特殊な建築物の位置の決定について上位法である都市計画を上位法では都市計画法に基づく審議会の議を経る、または意見を聞くということが法律で定められております。都市計画審議会においてご審議いただく内容につきましては、一覧表のとおりとなっております。審議内容、審議方法につきましては記載のとおり法律で定まっている状況でございます。

本日1号議案として審議をお願いするものにつきましては表の上から4番目の第51条第1項ということで特定行政庁が都市計画区域内において卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置について支障がないとして許可する場合に該当いたします。審議方法につきましては、議を経るということになっているという状況でございます。一覧表は次のページまで続いておりますけれども、主にご審議いただく内容については、県内事例のところに「あり」となっているものでございます。

次に3ページをご覧ください。先ほどの表のところに「特定行政庁が」という記述がございましたので特定行政庁について説明をさせていただきます。建築基準法では確認申請、許認可、違反是正等をつかさどる一定の要件に基づく行政機関を特定行政庁としておりまして、一定要件につきましては(1)に記載のとおりとなっております。建築主事を置く市町村の長が特定行政庁となることになっており、2の表にまとめさせていただいておりますが、建築基準法第4条で人口25万人以上の市は設置義務が定

められております。このため長野市は建築主事を置かなければならず、長野市長が特定行政庁となるという状況でございます。また、市町村では任意で建築主事を置くことができることとされておりまして松本市、上田市は任意で設置しておりそれぞれ市長が特定行政庁となっている状況でございます。

その他ですけれども限定された事業において建築主事を置くことができることとなっており、記載の4市、岡谷市、諏訪市、飯田市、塩尻市になりますけれどもこちらにつきましても建築主事を設置しておりまして、限られた行為でございますけれども特定行政庁となっている状況でございます。その他の市町村においては建築主事を設置しておりませんので長野県が建築主事となりまして知事が特定行政庁となる状況でございます。

それから(3)は特定行政庁と都市計画審議会との関係についてですが、上記で長野市、松本市、上田市は特定行政庁であると説明させていただきましたが、建築基準法第51条の許可につきましてもその施設の用途に応じて県の都市計画審議会または市の都市計画審議会に議を経ることとなっております。

4ページのほうに一部掲載させていただいておりますが下線部にその内容が記載されております。建築基準法第51条の許可の概要のところでは詳細に説明したいと思いますので、ここでは説明を割愛させていただきます。(4)は先ほど4市が限定特定行政庁と説明をさせていただきましたがその所管事務について記載してございます。1、①、②に記載のとおりとなっております。先ほどの1の一覧表に掲げる許可についてはできないこととなっております。県が都市計画審議会にかけて議を経るという状況となっております。単純に一般の住宅、2階建ての住宅に限って確認等ができる状況というようにご理解いただければと思います。

次に5ページをご覧ください。ここで本日ご審議いただきます建築基準法第51条の許可の概要について説明をさせていただきます。規制の内容についてですが建築基準法第51条では都市計画区域内において卸売市場、火葬場、廃棄物処理施設等の建築物についてはその位置が都市計画決定されていなければ新築、増築することができないとされております。ただしその位置を定めることが不可能、ないし不適當な場合は例外的な措置としまして、本都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認められた場合は許可し、建築することができるということになっております。そこで位置を定めることが不可能、ないし不適當な場合については四角で囲って示していますが、産業廃棄物の処理施設につきましては、事業者が自ら処理を行うか、または業として行っている施設で処理をしているのが一般的であり、都市計画上必要不可欠なものではございますけれども、時代の変遷によりその必要性が変化し、または恒久性等の観点から都市計画で位置づけることが適当でないと考えられており、建築基準法第51条のただし書の許可において、各々計画ごとに判断している状況になっております。

次に、イの規制の対象となる建築物についてですが、建築基準法第51条本文に記載されている卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場のほかに政令で以下の施設が定められております。①は一般廃棄物処理施設で、ごみ処理施設であれば1日あたりの処理能力が5トン以上、焼却施設であれば1時間200キ

プログラム以上の能力があるか火格子面積が2平米以上の場合に許可が必要となります。②につきましては産業廃棄物処理施設になりますが廃棄物処理法施行令で定められております以下6ページまでの施設でそれぞれその規模、能力等が右に書かれている規模以上のものが対象となるという状況です。最後③のところでは廃油処理施設も対象となっております。先ほど3ページのところで少し触れさせていただきましたが、(2)の付議する都市計画審議会についてですが、建築基準法第51条の許可についてはその施設が都市計画法第15条の規定により県が定める施設であるかどうかによって分かれておりまして、広域の見地から決定すべき産業廃棄物処理施設については県の都市計画審議会で審議することとなっております。ちなみに一般廃棄物処理施設については市が定める施設となっておりますので、市の都市計画審議会の議を得ることとなっている状況です。

次に(3)他法令との関係についてです。産業廃棄物処理施設については概ね以下の3つについて同時に審査されております。まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律についてですが本申請とあわせて設置許可申請が申請されることになるという状況です。この手続きにおきましては、許可申請前に事前審査が行われて支障がないと判断されたもののみこの都市計画審議会で審議を得るという状況となっております。また、公害関係法令につきましては水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法等の規定がございますが、これについても上記の申請で法律上支障がないことを確認しております。また消防法についても建築基準法第93条により許認可をする際は消防長等の同意が必要となっていて支障がないことを確認するという状況です。

このほか、位置状況によりましては河川法や農地法等の規制がかかるということもございますけれどもこの場合につきましても所管する行政庁、行政機関に確認しまして支障がないと確認されたものをこの審議会で付議することとしております。

次に8ページをお開きください。(4)位置についての判断基準についてです。その位置につきまして都市計画上支障がないと判断するための項目等を定めたものになります。これにつきましては9ページをご覧くださいと思いますが、こちらに都市計画運用指針を抜粋しております。この指針を参考にこの判断基準、全く同じではございませんが定めておりまして、運用をしている状況です。8ページに戻っていただければと思いますが、まず大きく4項目に分けております。まず周囲の状況について、環境への配慮について、運搬車両の周辺地域への影響について、あと景観への配慮ということになっております。まず、周囲の状況につきましては環境への影響が大きいので判断基準を3つとしており、①宅地化、市街化の促進される区域でないこと、②近隣に教育施設等がないこと、③災害発生の恐れが高い区域で二次的被害拡大の恐れがないことを判断基準としております。

次、環境への配慮についてですがこれにつきましては、考え方を公害関係法令に適合するものとしておりまして、先ほどご説明しました廃掃法に基づく設置許可申請の中で確認し支障がないとされたものを改めてこちらの目でも確認することとしております。

次に運搬車両の周辺への影響についてですが、施設整備によって車両台数が増加することに伴い、①交通渋滞による道路交通に支障がないこと、②交通安全上支障がないことを確認することとしております。最後に、景観への配慮についてですが、周辺環境に与える影響が少ないこと、施設の高さ、大きさに応じてどのように景観に配慮しているかどうかを確認することとしております。その他、※のところで書いていますが、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づいて説明会を行うこととなっております。関係者からどのような意見が出ているか、また、出た意見に対して適切な対応がされているかどうかを確認することとしている状況です。

以上、概要について説明させていただきました。審議の際のご参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

今の説明に関して何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、案件について説明をお願いします。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

改めて建築住宅課の土屋と申します。私のほうから第1号議案について説明させていただきます。議第1をお開きいただければと思います。佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置についてです。資料1の1ページをお開きいただければと思います。申請者は有限会社エンジニアリングウッド代表取締役小野澤厚史です。申請者はこの地で平成15年から木くずの破碎処理を行って、木チップ材に加工して販売してきた会社となります。敷地の位置は佐久市御馬寄字十二新田1181-3、他21筆です。計画敷地の概要ですが、敷地面積は14,775.67平米、前回許可が平成29年にごさいましたがその約3倍となっている状況です。用途は従前と同じ木材の破碎施設で処理能力を変更するため工事種別は用途変更となります。許可に伴う建築物の計画は今回はないため既存部分で建築面積が836.12平米、延べ面積で818.46平米となります。

今回の変更は、木くずの受入量が平成29年の許可時より2倍になったことでストックヤードが手狭になっている状況を改善すること、また木チップの需要の拡大から木チップの生産量拡大と安定供給を目指す、及び木くずの処理を効率的に行うことによって場内のストックの軽減を図り、防雨災害等による木くずの流出を最小限にとどめるということを目的にしています。

次の2ページをお開きください。処理施設の一覧及び処理能力についてです。現在この施設には現況処理能力のとおり固定式の破碎施設が2台、移動式の破碎施設が1台の処理施設がございます。それを計画処理能力に記載していますが既存破碎施設の2台を能力増とする変更及び、1日468トンの破碎処理能力のある施設を1台追加することとしておりますが、以上が建築基準法第51条の許可の対象となる

処理施設になります。ほかに移動式の破砕機を2台追加するとともに切断機を3台追加する計画となっております。今回の申請では固定式の破砕施設の能力が現況の約5倍とする計画になっておりますけれども実際には機械のメンテナンス等も含めて稼働率は50%ということを目安としておりまして現在の2倍から2.5倍の1日約600トンから700トンの処理を行う計画となっている状況です。

次の3ページをご覧ください。周辺施設の位置図及び都市計画図となります。申請場所ですけれどもまず右側に佐久インターチェンジ、小海線の岩村田駅、北陸新幹線の佐久平駅等に佐久市の用途地域が広がっていますが、それから北陸新幹線の沿線を西側に進んだ部分、浅科浄化センターの上、北側に位置しております。この敷地の北側及び東側が千曲川に接していきまして、小諸市との行政界になっている状況です。この地域は旧浅科村に位置しておりまして平成17年に合併して佐久市になり、平成22年1月に都市計画区域内に編入され現在白地地域となっている地域です。なお、敷地の周辺には教育施設、福祉施設はない状況です。

次のページをご覧ください。周辺土地の利用図です。申請地周辺は北側、東側は先ほどもお話ししましたとおり千曲川に接してございまして、南側が非住宅地、オレンジ色でございまして工場があり、西側は本申請者が機械整備工場等を計画している予定地となっております。その他につきましては農地がある状況です。

次の5ページをご覧ください。運搬車両の経路と通学路の状況を示したものでございます。運搬車両の経路が青色、通学路を緑色、オレンジ色で示しております。西側に浅科小学校、浅科中学校がありまして写真1の部分で通学路と重複する状況です。写真1のほうで示したとおり歩道が整備されており、一定の安全が確保されていることを確認しております。また、東側に中佐都小学校があり県道154号線の一部写真6の部分でございましてここで通学路と重複している状況です。こちらにつきましても写真6で示すとおり、歩道が整備されておりまして一定の安全は確保されているということを確認しております。また、市道12-001号線において通学路と交差する部分が2か所、写真4と写真5の部分で信号がない状況となっております。このためこの申請者の社内規定におきまして通学時間帯の走行は禁止するということを決めていきまして安全教育等もしっかりと運転者に行き届けて周知徹底して安全に配慮したいということも確認しております。

次の6ページをご覧ください。配置図及び敷地の状況写真です。敷地の形状により方位北を上から変更してございましてご注意ください。青色部分が既存の建物となっております。南側に事務所棟、左側にB棟、D棟、E棟の3棟がありましてE棟は現在建設中です。その他に廃棄物のストックヤードが3か所あり、製品保管場所が1か所あるという状況です。それぞれの状況につきましては、写真で示すとおりです。敷地の周辺には左上のほうに断面図が記載していますが、土塁が整備されておりまして敷地外に雨水の流出を防ぐこととしてございまして、各場所に水色で示してありますが、雨水浸透装置、浸透枳、トレンチがあり、敷地内にて浸透処理する計画となっております。

また、事務所の汚水につきましては浄化槽が設置されている状況です。また、敷地の南側、右が南になりますけれども、上側東及び西側の道路沿いに植栽が計画されておりまして道路沿いの植栽につきましては写真6で示すとおりイチイが計画されているという状況です。

次に7ページをご覧ください。破砕処理施設の配置状況と廃棄物の処理動線を示したものになります。場内には下側の出入り口から進入をいたしまして、計量機、トラックスケールを介しまして搬入、排出されるということとなります。その後それぞれのストックヤードに一時保管されまして切断機で適当な大きさに切断された後、それぞれの破砕機で木チップとして保管されるという状況となっております。破砕機のイメージにつきましては写真でお示ししている状況です。また、切断機ですが①左下のKJ380、これは薪をつくるためのものということではほかの切断機②、③は上の写真で示していますが、これは重機先端のアタッチメントとなっており、切断ヤード3か所ございまして、こちらでそれぞれ移動しながら作業するという状況と伺っています。

次に8ページをご覧ください。既存建物の平面図、立面図になります。B棟、D棟、E棟ともに最高の高さ10以下で屋根の色及び外壁の色が同じく灰色系の状況です。9ページもご覧ください。こちらは既存の事務所棟になります。こちらにつきましても高さ4.46メートル、屋根がカラー鉄板、少し緑色が入っている灰色系のもの、外壁が金属系のサイディングで灰色系ということでこちらも落ち着いた色彩計画となっている状況です。

次に、10ページをご覧ください。こちらにつきましては環境調査の状況です。住宅に近い部分、赤く丸で示していますがこちらで現況の騒音及び振動の測定を行って新たに設置する破砕施設等の騒音等を加味して予測値を算出しております。その結果が表に示すとおりでございますけれども騒音が67デシベル、振動が52デシベルという状況です。本敷地は白地地域ということで騒音規制法及び振動規制法の規制対象外となるため申請者のほうで目標値、環境保全目標というものを工業地域の規制値を参考に定めています。工業地域の規制値が70デシベルですがそれより低く68デシベルということで目標値としているという状況です。予測値はそれぞれ目標値を下回っている状況を確認しております。

次の11ページをご覧ください。佐久市の洪水浸水予想区域とその対策についてです。浸水値は浸水想定20メートル以上の地域となっておりまして台風19号災害の際には千曲川が氾濫、決壊しまして1メートルの浸水被害があった場所となります。このため申請者はその教訓を活かしまして浸水対策マニュアルを定めており、災害時における廃棄物の管理を行うこととしているという状況です。まず、右の表に示すとおり浸水対策の横に※で書いてありますが被害を最小限に留めるために保管量を極力少なくすることをまずしっかりと徹底してやりたいということで記載があります。そのあとに降雨量によって対策を定めているという状況でございます。降水量が50ミリから100ミリの場合については河川の水位を都度観察しますという状況で、100ミリを超えた時点で流出防止ネット及び土嚢の準備、及び廃棄物の

受け入れの停止、木チップの運び出し等を行うということと計画しています。そして、150ミリを超えた時点でネット及び土嚢を下図のほうに示していますが、指定の場所に設置して廃棄物等の流出による二次的被害を極力防ぐという計画としている状況です。まずストックヤード1、ストックヤード2、ストックヤード3には流水防止用のネットをかけるということ、茶色で示していますがそもそもそちらには土嚢を設置し、製品、チップ材が極力流出しないようにするという計画になっております。ただし極力保管量を少なくするというので、ここにはほとんどないという状況です。150ミリを超えたあとに大型機械、重機等も安全な場所まで移動するという計画になっている状況です。200ミリを超えた場合については事務所内の荷物も含めて全員避難するという計画ということで伺っています。

次12ページをご覧くださいと思います。敷地の位置の検討表といたしまして今までご説明させていただいたものをまとめたものになります。まず周囲の状況ですが、判断基準1、宅地化、市街化が促進される区域でないことにつきましては、申請地周辺は工場及び農地で今後宅地化が促進される可能性は低い状況となっております。②につきましては近隣教育施設等はありません。③災害発生の恐れが高い区域で、周辺への二次的被害の拡大の恐れがないことにつきましては、先ほど20メートル以上の浸水想定区域になっていますが、取り扱う廃棄物は木材で、危険性は極力少なく、社内規定で対応をしっかりと定めておまして、二次的被害の拡大を極力防ぐよう配慮していることを確認しています。また、防腐処理した木材につきましても環境上あまり影響がないということを確認は取っておりますけれども、そちらにつきましてはコンテナに別でしっかりと分別して保管しておまして、それも運び出す手はずになっており、流出を絶対しないという計画で申請書は考えているという状況を確認しています。次に環境への配慮についてですが、まず①公害対策、関係法令に適合することが確実であることについてですが、大気については、人家は周囲になくて切断及び破砕時にしっかりと散水することで発生の抑制をするということを確認しています。また、処理能力増に伴いまして運搬車両増となりますけれども申請地周辺には人家等がないことから影響が少ないということを確認しています。

次、水質についてですけれども施設稼働に伴う排水は粉じん対策に伴う散水以外はなく、雨水等も敷地内浸透処理としておまして影響は少ないということを確認しています。また事務所の汚水は浄化槽処理ということも確認しています。

次に騒音・振動についてです。規制対象外区域ではあるものの自主規制をしっかりと設定してその値を超えないことを確認しています。

また公害等の予防のために定期的に騒音等の測定を行いまして環境維持状況の検証をするということも確認しており、環境に配慮していることを確認しています。

次に12ページをご覧くださいと思います。運搬車両の周辺地域への影響についてです。まず①の交通渋滞による道路交通に支障はないことについてですけれども、主要地方道下仁田浅科線の現況交通量と破砕施設、最大能力で計算していますけれども最大能力に伴う運搬車両の増加台数が約400台あり

ます。それを、加味しまして交通量予測を行いました。その結果交通容量を下回ることを確認しています。また市道56007号線においても同様に確認しまして交通容量に達していないということです。

次、②交通安全上支障がないことにつきましては、申請地は通学路から離れておりまして、搬出入ルートと重なる通学路には歩道があり、また、通学路と交差する信号機がない、先ほど説明したところですが、こちらにつきましても通学通勤時間等は通行しないようにしておりまして、一定の安全に配慮されていることを確認しています。次、景観への配慮についてですが既存の建物の高さはすべて10メートル以下で色彩も落ち着いた計画となっております。また、道路沿いにはしっかり植栽計画もありまして、景観に配慮されていることを確認しています。

最後の14ページ、住民説明会の概要についてです。令和4年の4月16日と令和4年9月3日に説明会をそれぞれ開催しておりまして、第2回で2つの質問がされています。内容を読みまして特に反対等の意見は出ていない状況でそれぞれ区と令和4年の9月25日に協定を締結していることを確認してございます。またこちらには記載してございませんが、令和5年6月27日に佐久市の都市計画審議会が開催されまして、本申請について佐久市としても都市計画上支障がないと認める旨の回答をいただいています。また、申請地は小諸市行政界に近接しているものですから小諸市にも意見照会をいたしました。小諸市からも支障がない旨の回答を得ている状況です。長くなりました。説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いたします。

(柳沢議長)

ただいまの説明に対してご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(宮入委員)

よろしいですか。

(柳沢議長)

宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。よろしくお願いたします。2点あるんですけども1点が関係法令、河川法の関係なんですが、前の制度のご説明の中で河川法とか関係法令で支障がないということ確認して審議会というふうにご説明があったんですけども、今日の資料を拝見すると千曲川沿いということではあるんですが、河川区域とか河川保全区域との線が見当たらないというか入っていないくて、河川法の関係について補足をいただけるとありがたいなと思います。これが1点目です。2点目は、11ページでしょうか、洪水浸水

の関係がありまして申請者の方自らの浸水対策そういった防災対策をここもそうなんです、自主的にしっかりと組み立てていただいているなどということで、ここらへんのところはとてもいいことだと思うんですが、降雨量の確認というのはどんなふうにされるのでしょうか。気になりました。現地に自分で設置されるのか、それとも気象で発表されているようなものを使うのか結構細かい区切りでやっておられますので、どんなかたちで情報を得て判断されるのかなというところが気になったところであります。また、夜間とか深夜とか営業されていらっしやらないとか人がいないような時間帯もあるかと思うんですけれどもそういった際の降水量の急激な変化があった場合とかそんなところでどのようなお考えをお持ちかなということでこれが2点目になります。よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

河川法の関係と降水量の確認方法ですね。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

河川法の関係につきましては、今までの建物がありますけれどもそちらにつきましてはそれぞれ建設事務所のほうの許可を得て建てていることを確認してございます。今回につきましては建物の計画はございませんのでその確認というのは不要ということで考えています。

それと気象についての関係ですけれども、こちらにつきましても気象庁の発表されるデータをもとに確認をしながら対応を考えていきたいということで確認はしております。深夜等の関係につきましても当然雨が激しくなりましたらそのような情報をしっかり確認して対応は心がけたいということで確認をしている状況でございます。

(柳沢議長)

宮入さんよろしいでしょうか。

(宮入委員)

前半のほうはわかりました。また河川沿いとかで出てくる際に河川区域とか保全区域どこらへんまできているのか等があるとわかりやすいと思います。そのうえで今回支障がないとかそういった説明があるとわかりやすいと思います。またご配慮いただければと思います。2点目につきましてはやはり警報がでるとかっていうと例えばスマホが鳴るとかいろんなことで恐らく察知しやすいかと思うんですが、昼間帯の例えば100～150ミリでこういった対策をするという場合は恐らく前日ぐらいからの降り具合や予報とかっていうのをしっかりご覧になって対策をあらかじめやっつけいらっしやるのかなというふうには思うんですけれども、1つそういった深夜とかいろんな時間帯の心配事項もあろうかと思えます

のでぜひそのあたりもご配慮をいただければありがたいなと思います。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。

(堀内委員)

今回処理能力が2倍以上となるということで確かに保管量を極力少なくする計画になっていると思うんですが、そうすると先ほどのとおり運搬の回数が増えると思うんですけども、従業員の方も増えているのでしょうか。すなわち保管量を少なくする運び込みの回数を増やすということは現実可能性の部分に関する質問なんですけれど。今いる人だけでできるような、そこまで考えられている計画なんですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

まず極力車両は増やさないよということと産業廃棄物を運び込んだあとの運搬の帰りがチップを積んで帰るとそういう工夫をしていることは確認してございます。また従業員ですけれども現在20名のところをだいたい50名、30名増やすということも確認しておりまして、車道としては従業員の車が30台ぐらい増えるということを確認してございます。

(堀内委員)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

よろしいですか。ほかにご発言ありませんか。中條委員。

(中條委員)

質問になります。資料1の9のところに騒音、振動の結果が出ておりますけれども最大能力でいうと5倍の能力ということでしたが、その予測結果は最大能力での数字になるのでしょうか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

すべて稼働した状態で、測定した結果になります。それでプラスα新しく導入する機械はそれぞれメーカーで発出しています、騒音値、振動域のレベルがございましてそれを加味して距離減衰ですとか建物の中にある場合はその建物の壁で減衰する、そういうものを全部加味した計算結果になります。

(柳沢議長)

ほかにはいかがですか。田川委員。

(田川委員)

よろしくお願ひします。2つ伺いたいんですけれど、私が無知なのかもしれないんですがここで木材を破砕するということで、木材というのは山の間伐材とかというふうに理解すればいいのかということと、通勤通学の時間帯に車両の運行についてその時間帯は避けるというお話だったんですけれど、学校にしても企業にしても毎日同じ時間帯で人が動くわけではないので例えば学校が半日だったりとか時間が変わったとか、早退する子どもがいたりとかっていうのがあると思うんで、その辺の安全性を気を付けていただきたいなとこの2点なんですけれども。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

まず1点目木材の種別です。こちらにつきましては間伐というか、枝払いしたものが入ってくるのと建設廃材ということで建物を壊した廃材この2点が入ってくるということを確認しています。それと通学、通勤、子どもの通学の時間がたまに変わってしまうということでその対策ということでご質問いただいた件ですけれども、こちらにつきましてはそこまで細かく変わってしまうと対応しきれないということは確認しています。今回確認している時間帯は7時から9時と16時から17時この2つの時間帯は通行しないということを規定で定めていまして、その間だけ通行しないと、ただ通行する場合は当然安全に配慮してくださいということで運転者に安全教育をするということで伺っています。

(田川委員)

ありがとうございます。廃材ということになると、もともと建っていた建物から出るという大気汚染について破砕した時に出る木くずとかの末端部分で有害なものとか出るという可能性はないんでしょうか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

恐らく気にされているのはアスベストですとかそういうものを気にされているのかなと思います。こちらにつきましても大気汚染防止法と労働基準監督署の予防規則の中でどのように処理しなければな

らないかというのがしっかり決まっていますので、そちらは法律で守られてしっかりとやられているという認識をしています。

(田川委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。柳町委員。

(柳町委員)

柳町です。やはり1番気になるのは資料1の10、下のほうに議1の11と書いてあるページで先ほど宮入委員がご質問されていたんですけれども、洪水浸水の際の対応です。例えば降水量が200ミリ以上(河川水位が危険水位)となった時に近隣住民への避難を促すということのようですが、気象庁等は危険になる前に避難してくださいという呼びかけをしています。この資料だと、危険になってから避難を促すという対応に見えます。住宅はほとんどこの付近にはないようですが、その辺の対応をもう少し説明していただけないでしょうか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

河川法の危険水位がどうのこうのというのは私も詳しくなくていけないんですけれども。河川水位が危険水位になるということは溢れる前という状態です。これからあふれそうになってきている水位ということでそうなった場合にはしっかりと近隣住民の避難、私たちも避難するので皆さん安全に避難してくださいということと呼びかけながら一緒に避難をするという状況になっておりますので、まだ氾濫していないという状況になります。氾濫していない状態で避難を促していくということになっておりますので、ご発言いただいた状況と同じことを考えているのではないかと考えております。

(柳町委員)

例えば高齢者等は早めに避難してくださいとか危険になるまえに避難してくださいとかっていう呼びかけがなされているので氾濫する前に避難するのは当然なんですけれども、これで十分かという質問です。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

わかりました。付け加えさせていただきます。大変申し訳ございません。この周囲は先ほど見ていた

だきましたけれども1番わかりやすいのが10ページの写真をご覧いただければと思いますが、まず申請者側が千曲川を挟んで西側のところに位置していますけれども住宅がほとんどありません。一番近くにあるのが、白く住宅側敷地境界調査予測地点の下のところに白い連棟している建物、ここにビニールハウスがありましてこの横に住宅があるくらいです。こちらは河川のところより高台になっておりますので避難を促すにはこっち側に逃げているという状況になりますが、その時に一緒にお声がけをしていくという状況ということを確認しています。

(柳町委員)

そうしますとこの記載のとおりで特に問題がないということでしょうか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい、そのように判断させていただいております。

(柳沢議長)

ほかにいかがですか。私から2点ばかり、今と関連して1000年確率で20メートル浸水するというのはかなりだけど、1000年というのは遠すぎるので100年確率と50年確率の数値はあるんでしょうか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

100年確率は大体5メートルとなります。

(柳沢議長)

それを伺うと100年確率で5メートル埋まるということは、まるまる埋まってしまうということですよ。先ほどの説明で絶対チップは流れ出さないようにコンテナで抑え込むというご説明ありましたが、そういう時どうなるかわからないので、流れ出た時はどれほどの危険があるのか、全く危険がないのかその辺はどういうふうに考えていけばいいですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

これは環境課にも確認しました。木材チップは流れ出ても影響はほとんどないということは確認しています。ただし、申請者側もやはり流れてしまってどこかで詰まってしまうとかそういう恐れの可能性があるので極力流れ出ないようにしたいということで申請者側は配慮しているという状況です。

(柳沢議長)

毒性は全くないんですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

大丈夫だということです。

(柳沢議長)

それでは形式的なことですが、議1の2ページに表がありますが、許可対象と書いてあるところは産業廃棄物を扱う上の3つだけが今回の許可対象ですってそういう説明だと思いますが、その下の破碎施設④⑤⑥っていうのは移動式かつ敷地外使用なので許可対象外だと。図面を見るとうまく言えるかな。議1の7で言うと一番右上の黄色の下のところ移動式破碎機置場、これは敷地の中ですよ。ここでやるんじゃないですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

破碎機の置き場となっております、ここで一切破碎は行わないということを確認してございます。

(柳沢議長)

そうなんです。施設の機能としては外でやるものを一連のものとして捉える必要があると書いてあるから書いてあるだけですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

そうです。許可の対象外。建築基準法第51条の対象外ではあるということではございますが、環境の設置許可のほうではこれも含めて許可をしていかなければいけないということではありまして、一緒に整理して書いているという状況でございます。

(柳沢議長)

わかりました。ほかに何かありますか。寺沢委員。

(寺沢委員)

この会社の稼働曜日と稼働時間を教えてください。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

営業時間は、朝8時から17時ということで伺ってございます。一応日曜、祭日はお休みですが土曜日

は稼働するということを伺っております。

(寺沢委員)

搬入をしない時間帯が示されていると思うんですが、稼働されていない時間帯に搬入するということがないということではよろしかったですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい、そのように伺っております。

(柳沢議長)

ほかには何かございませんか。池森委員。

(池森委員)

教えていただきたいんですが、14ページのところに今後敷地に建設予定がないということで説明されていると思うんですが、4ページのところで左上のところ工場用地予定というふうには書いているんですが、ここは特に違うと思うんですが説明をいただきたいと思います。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

まずこの住民説明会をしたものは産業廃棄物の処理施設に関する増設予定はあるかないかということで質問されております。この新しく工場用地予定というものは建築基準法第51条に関係ない機械整備工場をつくる予定地ということになりまして、今回の建築基準法第51条とは関係ないものになります。

(柳沢議長)

ほかにはご発言ありませんか。よろしいでしょうか。よろしければ採決いたしたいと思います。議第1号については先ほどご説明がありましたように意見書の提出がございませんでしたので、委員の皆さんからも反対意見はないようでしたので、先ほど冒頭に説明がありました、採決の方法の1の簡易採決ということにいたしたいと思います。よろしいですか。

それでは議第1号について原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

異議「なし」との声あり

(柳沢議長)

異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり決定いたしました。

## その他 長野県景観育成計画の改定について

(柳沢議長)

次にその他に移ります。長野県景観育成計画の改定について事務局から説明をいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

長野県景観育成計画の改定について説明させていただきます。

長野県建設部都市・まちづくり課の萩原と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それではスライドページ番号で1ページ目をご覧ください。改定および説明に入る前に都市計画審議会でお諮りする根拠について説明させていただきます。景観法第9条第2項では景観行政団体は景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされておりまして、同条第8項において景観計画の変更について準用することとなります。長野県景観育成計画につきましては今年度から改定作業に着手しておりまして、令和8年度を目途に改定した長野県景観計画を施行したいと考えているところです。後程、説明させていただきますが、長野県景観計画の改定の素案等ができた段階、令和7年度を目途に都市計画審議会へご意見をいただく予定でして、本日は改定の方向性について状況をご報告させていただきたいと思っております。

それでは改定内容を説明させていただきます。1ページ目の下段をご覧ください。改定の背景と目的です。長野県景観条例は平成4年に自主条例として制定されまして、平成18年の景観法の施行に伴い条例を改正し景観法及び景観条例に基づく長野県景観育成計画を策定しております。この長野県景観育成計画は策定から17年が経過しており、また自主条例の時代から実質30年変更がなされていないものでありまして、景観情勢を取り巻く状況が変化していることから、今年度から長野県景観育成計画の改定作業を実施するものでございます。

2ページ目をご覧ください。現状課題と改定の方向性についてです。景観法では、良好な景観の形成に関する施策の実施は基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされておりまして当県でも県から市町村への景観行政団体の移行を順次行ってきたところでございます。現行計画は、市町村などの行政界を越えた沿道景観など広域的な景観育成についての基本方針が不明確というような課題が生じてございます。そのため、行政単位にとられない広域的景観、圏域ごとの景観特性ですとか方針等や景観行政団体を含めた県全体の良好な景観育成に関する基本的かつ総合的な方針を長

野県景観育成ビジョンとして定めて、県全体の景観育成方針と位置づけることを想定しています。イメージとしましては下の図をご覧くださいいたいたいですけれども左側の赤枠で囲ってある部分が現行の長野県景観育成方針でございますけれども、これを図の右側にあるとおり、長野県全体の長野県景観育成ビジョンとして全体のビジョンとして位置づけるようなかたちで改定したいと考えてございます。

次のスライドです。この写真ですが、手前側の下諏訪町から諏訪湖を挟んで対岸の諏訪市があり、その奥に富士山を眺望する写真となっております。手前にある建物が眺望を阻害しておりまして、奥の白銀の富士山の存在がかすんでしまっております。この写真からは下諏訪町から見える景観を守るためには対岸にある諏訪市との連携をはかり市町村を超えた広域的な景観保全の必要性があるという写真となっております。

3 ページ目をご覧ください。次に2つ目の課題としまして、景観育成重点地域についてです。景観育成重点地域とは、景観法に基づきまして信州の景観の骨格ですとか顔となるような地域におきまして、特に重点的に景観の育成を図る地域としておりまして、重点地域ごとに景観育成のための景観育成基準を定めて地域の景観の特性ですとか諸要件を踏まえきめ細かく、かつ、総合的な景観の育成をはかる地域となっております。この景観育成重点地域につきまして、現在こちらに記載の長野県の地図の赤丸で囲っている部分が重点地域となっているんですけれども長野オリンピックを契機としまして高速道路や新幹線の開通を見据え、指定しているものでございまして、ほとんどの地域が東北信地方に偏っているため新たな地域の指定を検討したいと思っております。現在新たな地域として想定しているのはこちらの写真に記載しているとおりの諏訪湖周ですとか旧中山道沿道を考えています。

4 ページ目をご覧ください。3つ目の課題としまして、太陽光発電施設の建設ですとか宅地開発など新たな景観阻害要因への対応が必要となっております、長野県景観育成計画に定める景観育成基準ですとか、届け出制度について良好な景観育成に向け十分な誘導をはかることができるよう必要な改定を実施したいと考えています。次のスライドの写真ですけれども県内における景観が阻害された事例でございまして、景勝地である阿寺溪谷の入口の急傾斜地に太陽光発電施設が設置され住環境の悪化や観光地としての景観への懸念など多大な影響を及ぼしたものでございます。

次に5 ページ目をご覧ください。改定の検討体制についてです。記載のとおり関係市町村へ個別訪問等により意見交換等を行いまして、ともに改定作業を進めさせていただいて住民、事業者さんからパブコメ等で意見頂戴しまして審議会で意見聴取等を行い、進めていきたいと考えております。

5 ページ目の下段をご覧ください。スケジュールですけれども令和5年、6年度の青いところが業務委託となっておりますけれども令和5年度に基礎調査を行いまして課題の抽出、整理を行い方向性を検討いたします。令和6年度に景観形成ビジョンですとか景観計画から素案作成を行いまして、予定では令和7年度の途中で都市計画審議会からご意見を聴取したいと考えてございます。意見をいただいた後ビジョンの策定、景観計画改定し施行という予定となっております。

6 ページ目です。最後ですが都市計画審議会でご審議いただきたい観点といたしましては前回白馬村を重点地域から外した際、説明した内容と重複となりますが、景観法では都市計画区域に定める景観計画は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で適合するものでなければならぬとされておりまして、長野県内の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の整合性についてご意見を伺うものでございます。今回は状況の報告のみでございましてご意見を求めるものではございませんが、私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ただいまのご説明に関しましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

景観育成重点地域というのは景観法に定められた地域ですか。そうじゃなくて任意で決めている。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

景観条例で定めているものでございます。

(柳沢議長)

法律で定められている地域。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

長野県の景観条例に定めている地域です。

(柳沢議長)

県の条例で規定している。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

はい。

(柳沢議長)

これは、3 ページを拝見すると景観行政団体のところは県が決めている育成重点地域にはなっていませんね。それは自分の埒外だから外してあるということだと思いますけれど、その関連地域はそれぞれの景観行政団体で似たような位置付けをしているんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

そうですね、景観行政団体になった段階で長野県の景観計画から外れてしまうものですから、現状は重点計画地域とは外れているんですが、外れる段階で各市町村にも重点地域と同じようなかたちで景観保全をしていただくような計画を立てていただいで外れていただいでおります。

(柳沢議長)

それは一体的に表現したようなものは別途あるのでしょうか。突き合わせないとわからない。あるんですね。わかりました。中條さん。

(中條委員)

ビジョンをつくっていただくことはすごく大事なことかなと思っておりますが、このビジョンを実現していくための運用をどうしていくのかっていうのがすごく難しいところかなと思っています。2ページ目のところで各景観行政団体の計画と整合していくというようなことがあって今後のビジョンのなかでは、連携とか尊重というワードで繋がっていくとかたちなんですけれど、尊重とか連携というのは具体的にどういう運用をイメージされているのか、まだこれからだということもありますけれど、今もし分かるものがあればと思ったんですが。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

こちらからお答えします。ビジョンをつくるときにすべての市町村と意見交換しながらつくるイメージでおります。もちろん景観行政団体になった市町村とも意見交換しながらつくるんですけどもそういった同じ方向をまず向きたい。長野県としても市町村としても同じ景観の方針を目指していきたいというのがこのビジョンでございますから、結局景観計画のなかで規制はしていくんですがそういったものをそのビジョンに寄り添って、景観行政団体になった市町村さんの持つ景観計画を見直すときに、直してくださいねというようなかたちで時間はかかるかもしれないですが、同じような方向を向いていただきたいと、規制のツールみたいなものも順次見直していただくとそういった考え方でおります。

(柳沢議長)

ほかにはよろしいでしょうか。大上委員。

(大上委員)

スケジュールのところでお伺いしたいんですけども。都市計画審議会との関わりはこのスケジュール表で言うと令和7年度まで何もないということですか。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

先ほども係長が申し上げたとおり正式に都市計画審議会の議決を得るのは最終のところなんです。法的にいけばそうなんですけれど、いきなり2年間やって最後にこんなふうになりましたというよりは今日のご意見をお聞きして途中経過をよろしければやらせていただこうかなというのは考えておりますけれど、どうでしょうか。

(大上委員)

ぜひやっていただきたいと思います。今日もその一環だと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

まだ始まったばかりで全然組み立てていないので、ある程度、かたちになったところでもう1回ご報告をさせていただきたいと思います。

(柳沢議長)

ほかには。どうぞ宮入委員。

(宮入委員)

今日も最初の報告でもあったように前回、圏域のマスタープランの意見交換があったかと思いますがけれども最後にあるように全県の都市計画区域の整備、開発、保全の方針という話になってくると圏域マスタープランの関連性がすごくあるのかなと感じていたんですけども前回の時に長野圏域と松本圏域はまだ今後ですというお話になっていたので、何か都市計画審議会で行っている圏域のマスタープランとかその辺の進行状況とうまく整合をとっていただくとかあとは関連性の説明を挟んでいただきながら進めてもらえると意見交換がしやすいと感じました。よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

もちろん景観、長野県広いので景観の地域ごとってあるんですが「けいいき」景観の景で「景域」と

いう単語がありまして、今回のビジョンもそういう切り方で分けたいと思います。例えばこの間のマスタープランとは別の区域、例えば佐久地域でいくと北の方と南の方と景観が全然違うんですね。北の方は浅間山麓の景観ですし、南の方は八ヶ岳の景観になります。この間の10圏域とは合わないかもしれないんですけども合うところは合わせていきますし、そういった今回、景観の地域でもう1回割り直すように新しく考えておりますので、そんなことをご理解いただければと思います。

(宮入委員)

確かにおっしゃるとおりだと思うんですが、そういう大きな変化が圏域の中であるとすると圏域のマスタープランの中ですでにそういうブロックとかエリア分けをしながら計画を立てていかないと不自然ということもあり得るのでまずチェックして整合をしながら進めていただくというのがいい気がします。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。今日はこんなところでいいでしょうか。いくつかご注文ありましたけれど、要するに自分の縄張りのところだけではなくて周辺も一体的に表現をして機能できるようにしていただきたいと思います。

今日は報告ですのでこの件については以上といたします。

本日予定した議題は終了いたしますが、都市計画審議会の初回ですので何か委員の皆さんからご発言ありましたら、よろしいでしょうか。

それではこれで終了したいと思います。本日の議案は終了いたしました。どうもお疲れ様でした。

## 6 その他

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

皆さま長時間に渡りまして慎重審議いただき大変ありがとうございました。次回の審議会は本日お配りいたしました「当日配布資料」13ページのとおり、令和5年9月上旬から中旬で予定しております。先の日程で誠に恐縮ではございますが委員の皆さまには本日お帰りの際、または7月21日金曜日までに事務局までご都合をお知らせくださるようお願いいたします。

## 7 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上を持ちまして第216回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。